

地域型保育事業 認可の手引き

<資料編>

令和5年6月

大和市

目 次

【資料編】（別冊）

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	3
大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則	5
大和市家庭的保育事業所等の設置認可に係る審査基準	28
大和市家庭的保育事業等の認可に係る行政指導指針	40



大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月30日条例第22号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定により設置された大和市子ども・子育て会議の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等が行う家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。



- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（設備及び運営に関する最低基準）

第7条 最低基準は、第3条から前条までの規定に適合するよう規則で定める。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。



大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則

平成26年 9月30日規則第54号

改正

平成27年11月13日規則第46号

平成28年 7月22日規則第58号

平成29年10月20日規則第41号

平成30年 6月19日規則第44号

令和元年 7月 1日規則第 7号

令和元年11月25日規則第20号

令和 2年 5月25日規則第42号

令和 3年10月15日規則第37号

令和 5年 4月26日規則第29号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第18条）

第 2 章 家庭的保育事業（第19条—第23条）

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則（第24条）

第 2 節 小規模保育事業A型（第25条—第27条）

第 3 節 小規模保育事業B型（第28条—第29条）

第 4 節 小規模保育事業C型（第30条—第33条）

第 4 章 居宅訪問型保育事業（第34条—第38条）

第 5 章 事業所内保育事業（第39条—第45条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大和市条例第22号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。



(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(保育所等との連携)

第3条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、第4条第1項、第5条の2第2項、第11条第1項及び第2項、第12条第1項、第2項及び第5項、第13条並びに第14条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定及び保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。第11条第2項及び第3項、第12条第1項並びに第13条において同じ。）の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第39条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4条第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定



【様式編】

める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が事業実施場所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第4条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わな



ればならない。

(安全計画の策定等)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第5条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第6条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第7条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければ



ならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第8条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変



【様式編】

化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第13条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。
- (1) 連携施設



【様式編】

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が家庭的保育者の居宅において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第15条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容



【様式編】

- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第16条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 家庭的保育事業者等は、その行つた保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行つた保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第19条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。



【様式編】

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第20条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

（保育時間）

第21条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。



(保育の内容)

第22条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第23条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第24条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第25条 小規模保育事業所A型の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第30条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げるいずれの要件にも該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第



【様式編】

9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、か

【様式編】

		つ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第26条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数



以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第27条 第21条から第23条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、これらの規定中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第28条 小規模保育事業所B型には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第29条 第21条から第23条まで及び第25条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第21条から第23条までの規定中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保



【様式編】

育事業者（B型）」と、第25条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第30条 小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- （2） 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （3） 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （4） 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- （5） 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （6） 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- （7） 保育室等を2階以上に設ける建物は、第25条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第31条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

（利用定員）

第32条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（準用）

第33条 第21条から第23条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、これらの規定中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み



替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第34条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品)

第35条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(職員)

第36条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、第34条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児がその障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、居宅訪問型保育連携施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第38条 第21条から第23条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、これらの規定中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。



第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第39条 事業所内保育事業者は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(設備の基準)

第40条 保育所型事業所内保育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業者が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外



【様式編】

遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。） 、調理室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに、それぞれ該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定

【様式編】

階		する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処



理が施されていること。

(職員)

第41条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第42条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第3条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第3条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(準用)

第43条 第21条から第23条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、これらの規定中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)



【様式編】

第44条 小規模型事業所内保育事業所には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第45条 第21条から第23条まで及び第25条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第21条から第23条までの規定中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第25条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第45条において準用する第25条第5号」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（食事の提供の経過措置）

2 施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行の日から起算し



【様式編】

て10年を経過する日までの間は、第12条、第19条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第20条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第8条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

- 3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

- 4 第28条及び第44条の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この規則の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

- 5 小規模保育事業C型にあつては、第32条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 当分の間、第26条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第26条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

- 7 当分の間、第26条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

- 8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じ



【様式編】

て置かなければならない保育士の数を超えるときは、第26条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第26条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第26条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則（平成27年11月13日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月22日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月20日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月19日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月25日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月26日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。



(経過措置)

- 2 第5条の2第2項の規定の適用については、同規則第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等（以下単に「家庭的保育事業者等」という。）において利用乳幼児（同項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同規則第5条の2第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない



大和市家庭的保育事業等設置認可に係る審査基準

目次

- 第1節 総則（第1条—第9条）
- 第2節 家庭的保育事業（第10条—第13条）
- 第3節 小規模保育事業A型（第14条—第18条）
- 第4節 小規模保育事業B型（第19条—第20条）
- 第5節 小規模保育事業C型（第21条—第24条）
- 第6節 居宅訪問型保育事業（第25条、第26条）
- 第7節 保育所型事業所内保育事業（第27条—第30条）
- 第8節 小規模型事業所内保育事業（第31条—第33条）
- 附則

第1節 総則

（趣旨）

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等について、大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）、大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年規則第54号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、法34条の15第2項及び第3項の規定に基づき大和市長が設置を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

（連携施設）

第2条 規則第3条の規定による連携施設（この条において居宅訪問型保育事業者及び保育所型事業所内保育事業を除く。）については、同条第1項第1号から第3号に規定する事項の全てを満たすこと。

2 家庭的保育事業者等が規則第3条の連携を設定するときは、協定書等連携内容を記した文書を締結すること。

（非常災害対策）

第3条 規則第4条第1項に規定する「非常災害に対する具体的な計画」として、同条第2項に規定する訓練その他非常災害時における家庭的保育事業所等の対応を定めた計画が作成されていること。

（職員の知識及び技能の向上等）

第4条 規則第7条第2項に規定する研修の機会の確保のため、規則第22条で定める指針に従い、職員の研修に関する計画が作成されていること。

（食育の計画）

第5条 規則第12条第5項に規定する「食を営む力の育成」を図るため、規則第22条に規定する指針の内容を踏まえた食育の計画が作成されていること。

（食事の提供の特例における施設の基準）

第6条 規則第13条に規定する「当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、調理設備として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有するものであり、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。

（調理業務の全部委託）

第7条 家庭的保育事業等における調理業務の全部を委託しようとする場合は、当該家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「保育所における調理業務の委託につい



て」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の2から6に定められた条件が遵守されていること。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第8条 規則第15条に規定する家庭的保育事業所等内部の規定として、次に運営について重要事項に関する規程を園則として定めること。

なお、次の定める事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとする。

（1） 事業の目的及び運営の方針

地域型保育事業としての目的及び運営の方針を示すこと。

（2） 提供する保育の内容

規則第22条の規定に基づき地域型保育事業における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に基づき提供する保育のほか、障がい児の受入れ体制等その園の提供する保育についても積極的に記すこと。

（3） 職員の職種、員数及び職務の内容

施設長保育士（国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ）、嘱託医及び調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。

（4） 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日

保育の提供を行う日時及び行わない日時を明確に記すこと。

（5） 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

「大和市特定・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則」（平成26年規則第55号）第42条の規定を踏まえ、適切に記すこと。

（6） 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号、第2号に加え、3号のうち、乳児及びその他の幼児ごとに利用定員を記すこと。

（7） 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

家庭的保育事業の入退所や利用に当たっての留意事項を記すこと。

（8） 緊急時等における対応方法

緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法などを記すこと。

なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

（9） 非常災害対策

火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

（10） 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のために講じている対策について記すこと。

（11） その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項について記すこと。

当該家庭的保育事業者等が法人の場合にあつては、経理に関する規程が作成されていること。

（苦情への対応）

第9条 規則第18条第1項に規定する「窓口の設置その他の必要な措置」として、次の事項を定めた家庭的保育事業所等の規程等が整備されていること。

（1） 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他家庭的保育事業所等における苦情解決体制

（2） 家庭的保育事業所等内における苦情解決のための手続



(3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法

第2節 家庭的保育事業

(設備の基準)

第10条 規則第19条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- (1) 同条第1号に規定する専用の部屋の面積は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除した面積（以下「有効面積」という。）とする。
- (2) 同条第5号に規定する「これに代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。
 - ア 規則第19条第6号に規定する屋外における遊戯等に適した広さの庭の面積基準を満たしていること。
 - イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該家庭的保育事業を行う場所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。
 - ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、家庭的保育事業所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められるものであること。

(職員)

第11条 職員については、地域型保育給付費の公定価格における家庭的保育事業の職員構成を充足すること。

- 2 家庭的保育者は常勤の65歳未満の者とする。
- 3 規則第20条第2項に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とは、看護師で、市長が指定した研修を修了した者とする。
- 4 家庭的保育事業を行うにあたっては、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）を配置するものとする。
- 5 前項に規定する市町村長が行う研修を受講する時期については、家庭的保育補助者になることを希望する者が家庭的保育事業に従事するまでの期間に受講することを原則とすること。ただし、市町村が行う研修の実施頻度が低いこと等により、当該者が家庭的保育補助者として家庭的保育事業に従事するまでの期間に研修を受講することが困難な場合においては、家庭的保育事業に従事した後に市町村により研修が実施され次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者について、当該研修を修了するまでの間、家庭的保育補助者として取り扱って差し支えないものとする。

(保育の内容等)

第12条 規則第22条における内閣総理大臣が定める指針に従い、次の各号に定める計画等が策定されていること。

- (1) 全体的な計画及び指導計画
- (2) 利用乳幼児の健康増進に関する保健計画
- (3) 職員及び家庭的保育事業所等の自己評価の実施に関する計画

(保護者との連絡)

第13条 規則第23条に規定する保護者との連絡については、規則第22条で定める指針に従い、その方法、頻度等が定められていること。

第3節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第14条 規則第25条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- (1) 同条第1号に定める便所は乳児用の大便器とし、同条第4号に定める便所は幼児用の大便器



及び小便器とする。

- (2) 同条第1号に定める乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）の面積は、有効面積とする。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。
- (3) 同条第4号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。
- ア 規則第25条第5号に規定する屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。
 - イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、小規模保育事業所A型からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。
 - ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、小規模保育事業所A型による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められるものであること。
- (4) 屋外遊戯場については、小規模保育事業所A型の建物が耐火建築物の場合であって、用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該小規模保育事業所A型の建物の屋上を利用して屋外遊戯場を設置することができることとし、その場合の当該屋外遊戯上の設備は、規則第25条第5号に定める基準のほか、次の要件を満たすこと。
- ア 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
 - イ 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - ウ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - エ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - オ 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。
 - カ 規則第25条第7号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。
- (5) 保育室又は遊戯室を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。
- (6) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第15条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、小規模保育事業所A型の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

2 規則第25条第7号イ（2. 3階）に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

- (1) バルコニー又は付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。
- (2) 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- (3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

3 規則第25条第7号イに規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の各号の要件を満たす構造であること。



【様式編】

- (1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。
 - (2) バルコニーは十分に外気に開放すること。
 - (3) バルコニーの待避に利用する各部分から2 m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
 - (4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75 m以上、高さは1.8 m以上、下端の床面からの高さは0.15 m以下とすること。
 - (5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5 m以上の道路又は空地に面すること。
- 4 規則第25条第7号イに規定する「屋外傾斜路又はこれに準ずる設備」は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、「準ずる設備」とは、非常用滑り台等であること。屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とすること。
 - 5 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。
 - 6 規則第25条第7号イ（4階以上の階）に規定する建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要である。この場合のバルコニー又は付室は第2項の各要件を満たすものであること。
 - 7 規則第25条第7号イ（4階以上の階）に規定する屋外傾斜路については、第4項と同様であること。
 - 8 規則第25条第7号ウに規定する「避難上有効な位置」とは、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。
 - 9 規則第25条第7号エ（ア）に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので「自動式のもの」とは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
 - 10 規則第25条第7号エ（イ）に規定する「自動消火装置」とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。
 - (1) レンジ用簡易自動消火装置
 - (2) フライヤー用簡易自動消火装置
 - (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
 - (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置
 - 11 規則第25条第7号エ（イ）に規定する「調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、調理設備を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものであること。
 - 12 規則第25条第7号キに規定する「消防機関へ火災を通報する設備」としては、電話が設けられていれば足りるものであること。（ただし延べ床面積500㎡未満の場合に限る。）

（職員）
- 第16条** 小規模保育事業所A型には、規則第14条、第21条及び第23条に規定する業務並びに規則第22条に規定する指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置くこと。
- 2 規則第26条第2項に規定する保育士の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの当該小規模保育事業所A型の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの（小数点以下第



【様式編】

2位以下切り捨て)の合計(小数点第1位四捨五入)以上の人数に1を加えた人数が常勤職員として確保されていること。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

3 小規模保育事業所A型本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士その他常勤以外の保育士(以下「短時間勤務保育士等」という。)を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模保育事業所A型の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したものを常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上(乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る規則第26条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上)配置されていること。

(2) 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

4 前3項に定めるものの他、職員については、地域型保育給付費の公定価格における小規模保育事業A型の職員構成を充足すること。

(保育時間等)

第17条 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所等」という。)における開所時間は、1日につき1時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、小規模保育事業所等の長がこれを定めるものとする。

2 小規模保育事業所等の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(準用)

第18条 規則第27条で準用する規則第22条には第12条を、規則第23条には第13条を準用する。

第4節 小規模保育事業B型

(職員)

第19条 小規模保育事業所B型には、規則第14条、第21条及び第23条に規定する業務並びに規則第22条に規定する指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置くこと。

2 規則第28条第2項に規定する保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの当該小規模保育事業所B型の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの(小数点第2位以下切り捨て)の合計(小数点第1位四捨五入)以上の人数に1を加えた人数が常勤職員として確保されていること。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

3 小規模保育事業所B型本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育従事者その他常勤以外の保育従事者(以下「短時間勤務保育従事者等」という。)を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模保育事業所B型の就

【様式編】

業規則等で定められている常勤保育従事者の1か月の勤務時間数で除したものを常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る規則第28条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合はその数の半数以上）配置されていること。

(2) 常勤保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

4 常時1名以上の保育士を配置すること。

5 前4項に定めるものの他、職員については、地域型保育給付費の公定価格における小規模保育事業B型の職員構成を充足すること。

(準用)

第20条 規則第29条で準用する規則第21条には第17条を、規則第22条には第12条を、規則第23条には第13条を、規則第25条には第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、第14条及び第15条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第5節 小規模保育事業C型

(準用)

第21条 規則第30条第4号中「屋外遊戯場」とあるのは、規則第25条第4号の規定により、「屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次項において同じ。）」と読み替えて、第14条の規定を適用する。この場合において、第14条中「規則第25条に規定する設備」とあるのは「規則第30条に規定する設備」と、同条第3号及び第4号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、同条第4号カ中「規則第25条第7号キ」とあるのは「規則第30条第7号の規定により規則第25条第7号の要件に該当するものとして適用する同条第7号キ」とする。

(準用)

第22条 規則第30条第7号の規定については、第15条の規定を準用する。この場合において第15条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、「規則第25条第7号」とあるのは、「規則第30条第7号の規定により規則第25条第7号の要件に該当するものとして適用する同条第7号」とする。

(職員)

第23条 小規模保育事業所C型には、規則第14条、第21条及び第23条に規定する業務並びに規則第22条に規定する指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置くこと。

2 小規模保育事業所C型における家庭的保育者は常勤職員とする。

3 前2項に定めるものの他、職員については、地域型保育給付費の公定価格における小規模保育事業所C型の職員構成を充足すること。

(準用)

第24条 規則第33条で準用する規則第21条には第17条を規則第22条には第12条を、規則第23条には第13条を準用する。

第6節 居宅訪問型保育事業

(職員)

第25条 職員については、地域型保育給付費の公定価格における居宅訪問型保育事業の職員構成を充足すること。

(準用)

第26条 規則第38条で準用する規則第22条には第12条を、規則第23条には第13条を準用

する。

第7節 保育所型事業所内保育事業

(設備の基準)

第27条 規則第40条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- (1) 同条第1号に定める便所は乳児用の大便器とし、同条第5号に定める便所は幼児用の大便器及び小便器とする。
- (2) 同条第1号に定める乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）の面積は、有効面積とする。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の有効面積を合計したものとすることができる。
- (3) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。
- (4) 同条第5号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。
 - ア 規則第40条第6号に規定する屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。
 - イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所型事業所内保育事業所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。
 - ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所型事業所内保育事業所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる者であること。
- (5) 屋外遊戯場については、保育所型事業所内保育事業所の建物が耐火建築物の場合であって、用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該保育所型事業所内保育事業所の建物の屋上を利用して屋外遊戯場を設置することができることとし、その場合の当該屋外遊戯上の設備は、規則第40条第6号に定める基準のほか、次の要件を満たすこと。
 - ア 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
 - イ 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - ウ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - エ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - オ 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。
 - カ 規則第40条第8号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。
- (6) 保育室又は遊戯室を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。
- (7) 保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。

(保育室等を2階以上に設ける場合の基準)

第28条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、保育所型事業所内保育事業所の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

2 規則第40条第8号イに規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

- (1) バルコニー又は付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないことと



【様式編】

- し、開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。
- (2) 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- (3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入り口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。
- 3 規則第40条第8号イに規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の各号の要件を満たす構造であること。
- (1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- (2) バルコニーは十分に外気に開放すること。
- (3) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- (4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- (5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。
- 4 規則第40条第8号イに規定する「屋外傾斜路又はこれに準じる設備」は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、「準じる設備」とは、非常用滑り台等であること。屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とすること。
- 5 屋外傾斜路、これに準じる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。
- 6 規則第40条第8号イ（4階以上の階）に規定する建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要である。この場合のバルコニー又は付室は第2項の各要件を満たすものであること。
- 7 規則第40条第8号イ（4階以上の階）に規定する屋外傾斜路については、第4項と同様であること。
- 8 規則第40条第8号ウに規定する「避難上有効な位置」とは、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。
- 9 規則第40条第8号エ（ア）に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので「自動式のもの」とは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予防第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
- 10 規則第40条第8号エ（イ）に規定する「自動消火装置」とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。
- (1) レンジ用簡易自動消火装置
- (2) フライヤー用簡易自動消火装置
- (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
- (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置
- 11 規則第40条第8号エ（イ）に規定する「調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、調理室を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものであること。
- 12 規則第40条第8号キに規定する「消防機関へ火災を通報する設備」としては、電話が設けら

【様式編】

れていれば足りるものであること。（ただし延べ床面積500㎡未満の場合に限る。）

（職員）

第29条 保育所型事業所内保育事業所には、規則第14条、第21条及び第23条に規定する業務並びに規則第22条に規定する指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置くこと。

2 規則第41条第2項に規定する保育士の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの当該保育所型事業所内保育事業所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの（小数点以下第2位以下切り捨て）の合計（小数点第1位四捨五入）以上の人数が常勤職員として確保されていること。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

3 保育所型事業所内保育事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士その他常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士等」という。）を充てることことができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所型事業所内保育事業所の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したものを常勤換算値として適用する。

（1）常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る規則第41条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

（2）常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

4 前3項に定めるものの他、職員については、地域型保育給付費の公定価格における事業所内保育事業の職員構成を充足すること。

（準用）

第30条 規則第43条で準用する規則第21条には第17条を、規則第22条には第12条を、規則第23条には第13条を準用する。

第8節 小規模型事業所内保育事業

（職員）

第31条 小規模型事業所内保育事業所には、規則第14条、第21条及び第23条に規定する業務並びに規則第22条に規定する指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置くこと。

2 規則第44条第2項に規定する保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの当該小規模型事業所内保育事業所の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの（小数点以下第2位以下切り捨て）の合計（小終点第1位四捨五入）以上の人数に1を加えた人数が常勤職員として確保されていること。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

3 小規模型事業所内保育事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育従事者その他常勤以外の保育従事者（以下「短時間勤務保育従事者等」という。）を充てることことができる。この場合において、前項の保育従事者数



【様式編】

の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模型事業所内保育事業所の就業規則等で定められている常勤保育従事者の1か月の勤務時間数で除したものを常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る規則第41条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合はその数の半数以上）配置されていること。

(2) 常勤保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

4 前3項に定めるものの他、職員については、地域型保育給付費の公定価格における事業所内保育事業の職員構成を充足すること。

(読替え)

第32条 小規模型事業所内保育事業所が小規模保育事業所A型に該当する場合は、前条中「保育従事者」とあるのは「保育士」と、同条第3

項第1号中「その数の半数以上」となるのは2名以上」とする。

(準用)

第33条 規則第45条で準用する規則第21条には第17条を、規則第22条には第12条を、規則第23条には第13条を、規則第25条には第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、第14条及び第15条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」とする。

附 則

(施行期日)

1 この審査基準は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

2 連携施設に関する経過措置の適用は、平成26年10月1日に認可外保育施設として現に運営されている事業所が家庭的保育事業に移行する場合で、当該施設の3歳以上児の保育に支障がない場合とする。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

3 規則附則第5項及び第7項に規定する「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 法第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者

(2) 都道府県知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースを修了した者

4 規則附則第8項に規定する保育士数については、保育士資格を有しない者の合計数が、必要な保育士数の3分の1を超えてはならないものであり、各時間帯における配置であること。

附 則

この審査基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年9月20日から施行する。

附 則



この審査基準は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和5年6月12日から施行する。



大和市家庭的保育事業等設置認可に係る行政指導指針

(趣旨・目的)

第1条 この行政指導指針は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）について、法第34条の15第2項及び第3項の規定に基づき大和市長が設置を認可するに当たり、大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）、大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年規則第54号。以下「規則」という。）に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させ、もって児童の心身の健やかな育成を図るため、当該認可の申請をする者に対して共通して行う行政指導の内容となるべき事項（以下「行政指導指針」という。）を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の基本的要件)

第2条 家庭的保育事業等の認可は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育需要が充足されていない場合に行うものとする。

(設置経営主体)

第3条 設置認可の申請者は次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1) 設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合

法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(2) 設置者が社会福祉法人及び学校法人（以下、「社会福祉法人等」という。）以外の者である場合。

ア 設置者が次の要件のいずれにも該当し、家庭的保育事業等を経営するために必要な経済的基礎があること。

(ア) 家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること。

(イ) 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

イ 経営者（法人の場合は経営担当役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか（ウ）に該当すること。ただし、（イ）については、特に必要と認める場合を除き当分の間適用しない。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等若しくは市が支援をする法第59条の2に規定する認可外保育施設（以下「認可外保育施設」という。）において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。

オ 財務内容が適正であること。なお、直近の会計年度において、家庭的保育事業所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上して



【様式編】

いる場合には、少なくとも財務内容が適正であるとは認められないこと。

2 次の各号に掲げる者は、前項第2号アの規定にかかわらず、賃貸により家庭的保育事業等を設置する場合は、それぞれ次の各号の要件を満たすこと。

(1) 設置者が社会福祉法人である場合

ア 当該土地又は建物に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合には、地上権又は賃借権の登記を要しない。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(2) 設置者が社会福祉法人以外の者である場合

ア 当該土地又は建物に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合には、地上権又は賃借権の登記を要しない。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②5百万円（1年間の賃借料が5百万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該家庭的保育事業等が安定的に運営可能と市が認めた額の合計額の資金を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。（ただし、当該資金については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で減額することができる。）

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(苦情への対応)

第4条 規則第18条に規定する「必要な措置」として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該家庭的保育事業所等の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させながら努めなければならない。

2 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他の基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

(設備の基準)

第5条 規則第19条第4号に規定する便所は、乳幼児と職員で分けるものとする。

(保育の内容の評価)

第6条 家庭的保育事業者は保育の内容に関し、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めること。

2 前項に規定する評価は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める福祉サービス第三

者評価事業によるものとする。

(設備の基準)

第7条 小規模保育事業所A型には、規則第25条各号に定めるもののほか、次の設備を設けること。

- (1) 事務室、職員休憩室、医務室（施設上、設置が困難な場合は他の部屋と兼用が可とする。）
- (2) 調乳室及び沐浴室

2 規則第25条第1号及び同条第4号に定める便所は、事業所の定員が事業定員上限の半数以下の場合、施設上面積に制限があるため設置が困難であり、保育上問題がないことを確認した上で、乳幼児用の大便器及び幼児用の小便器とすることができる。

(保育室等を2階以上に設ける場合の基準)

第8条 規則第25条第7号イに規定する「準ずる設備」とは、非常用滑り台等乳幼児の避難に適した構造であり、市長が認めるものとする。

(小規模保育事業A型の長の資格)

第9条 小規模保育事業A型の長（地域型保育給付費における管理者設置加算の対象となる者をいう。）は、児童福祉事業等（児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可が保育施設等）に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）で、常時小規模保育事業A型の運営管理の業務に専念しなければならない。

(準用)

第10条 規則第27条で準用する規則第22条には、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「家庭的保育事業者」は「小規模保育事業（A型）」とする。

(準用)

第11条 規則第29条で準用する規則第22条には、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「家庭的保育事業者」は「小規模保育事業（B型）」とする。

- 2 規則第29条で準用する規則第25条には、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。
- 3 第9条の規定は、小規模保育事業B型に準用する。この場合において、同条見出し及び同条中「小規模保育事業A型」は「小規模保育事業B型」とする。

(準用)

第12条 規則第33条で準用する規則第22条には第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「家庭的保育事業者」は「小規模保育事業C型」とする。

- 2 規則第30条については、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」とする。
- 3 第9条の規定は、小規模保育事業C型に準用する。この場合において、同条見出し及び同条中「小規模保育事業A型」は「小規模保育事業C型」とする。

(準用)

第13条 規則第38条で準用する規則第22条には、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「家庭的保育事業者」は「居宅訪問型保育事業者」とする。

(設備の基準)

第14条 保育所型事業所内保育事業所には、規則第40条各号に定めるもののほか、次の設備を設けること。

- (1) 事務室、職員休憩室
- (2) 調乳室及び沐浴室（乳児を入所させる保育所型事業所内保育事業所に限る。）
- (3) 調理員専用便所（調理室を設置する保育所型事業所内保育事業所に限る。）

2 乳児室又は乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は幼児



【様式編】

1人につき3.3平方メートル以上を確保するよう努めること。

(保育室等を2階以上に設ける場合の基準)

第15条 規則第40条第8号イに規定する「準ずる設備」とは、非常用滑り台等乳幼児の非難に適した構造であり、市長が認めるものとする。

(準用)

第16条 規則第43条で準用する規則第22条には、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「家庭的保育事業者」は「保育所型事業所内保育事業者」とする。

2 第9条の規定は、保育所型事業所内保育事業所に準用する。この場合において、同条見出し及び同条中「小規模保育事業A型」は「保育所型事業所内保育事業所」とする。

(準用)

第17条 規則第45条で準用する規則第22条には、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「家庭的保育事業者」は「小規模型事業所内保育事業者」とする。

2 規則第45条で準用する規則第25条については、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」とする。

3 第9条の規定は、小規模型事業所内保育事業所に準用する。この場合において、同条見出し及び同条中「小規模保育事業A型」は「小規模型事業所内保育事業所」とする。

附 則

(施行期日)

1 この行政指導指針は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

2 事業者は、規則附則第5項及び第7項に規定する「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」に対しては、保育士資格の取得を促していくこと。

3 規則附則第6項に規定する者のうち、保育に従事したことのない幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭に対しては、都道府県知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修を修了するよう努めること。また、幼稚園教諭及び小学校教諭は、次の年齢の児童を中心に保育すること。

(1) 幼稚園教諭については、3歳以上児

(2) 小学校教諭については、5歳児

4 規則附則第5項から第8項における小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例に関しては、過去3年間の指導監査において、市長から法第34条の17第3項の規定に基づく勧告や改善命令等を受けている事業所においては、本則どおり指導していくものとする。

附 則

この行政指導指針は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この行政指導指針は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この行政指導指針は、令和2年1月6日から施行する。

